

医事紛争のしおり

賠償金の額の問題である 医事紛争

A様

B病院 院長C

前略

7月1日に来院された折、貴殿が患われた骨髄炎も沈静化され、ご回復に見受けられたとのこと、真に喜ばしく思います。

さて、当日の貴殿の見解によりますと、貴殿の治療に関する説明等はもう結構であり、賠償金の額の問題であると承りました。

貴殿が提示された金額500万円は、貴殿の説明によりますと、具体的な根拠はないが、治療に要した交通費等の諸費用、就労が取り消されるかという精神的な苦痛に対する補償、家族を持ち今後に備える意味での補償等が含まれる、とのことでありました。

そこで、改めて当日貴殿が披露された質疑等を踏まえ、当院の見解を再検討いたしました。

その結果、当院としては、貴殿が提示された条件に沿うことは困難であります。以下、その内容について申し述べます。

1. お見舞金等を考える前提について

当院は民間病院ではありますが、公的な医療機関であります。そのため、保険を使えない賠償金等を支出するには、それなりの根拠が必要になります。また、当院が提示した金額について、何らかの額を上積み（または減額）するにも、それなりの根拠になる新たな事実等がなければならないと考えています。

2. 新たな事実等の検討について

貴殿は、主治医への質問事項に、大きく次の3点を挙げられました。

- ① 救急で運ばれた際に、他の同僚と思われる人と、へらへら談笑していた。それが病院の日常なのか。
- ② 転院したいと強く言った。転院する得失の説明は受けたが、感情的になった看護師に引き止められ、処置もそう変わらないなら「ここでもいいや」という気になった。それが、病院のやり方か。
- ③ 2月1日に抗生剤を投与し、その後3日にD医師が診るまで何もなかったのはなぜか。

①については、主治医が「記憶にない。それに、それをもって当院の日常とは考えて欲しくない」と答えました。

②に関しては、D医師が「看護師のことは知らないが、転院の意思があることは確かに聞いたので、転院することの患者にとっての得失等を説明し、それでも転院を望むなら転院を認める旨主治医に指示した」と述べました。更に、D医師は「その結果として、貴殿の判断で転院しなかったと認識している」と答えました。

③については、主治医が「抗生剤の投与効果が出るまで3日程度を要するから結果を待っていた」と答えました。また、2月1日の所見について、貴殿の「膿が出ていた」との申し立てに対し、主治医は「カルテにはそのような記載はなく、発赤のみで膿は出ていない」と申し上げましたが、途中で会話が打ち切れ、その後話題が変わっていました。

以上の状況では、当院としては医療過誤としての事実等は認められません。

3. 解決金の支払いについて

貴殿は、本件医療行為全般について、当院及び主治医の処置に対して不信感があるとの理由で、合計金500万円を請求されました。その損害賠償請求を支払うべき理由について、当院は本件医療行為に関して法的には過失はない、との見解を従前から有しております。

また、上記2に記載したとおり、当院の見解を改めるには至らないと判断したことも、改めて申し上げます。

貴殿が支払われていない入院費用（40万円）については当院の負担としますので、本件についての解決金としては、先にお示ししました50万円以上の提示はいたしません。なお、仮に金50万円の支払いで承諾が得られない場合は、この提案を白紙に戻し、改めて入院費用の支払請求を求めることとなります。

以上のとおりですので、貴殿に置かれましても再検討いただきますようお願い申し上げます。

(文責 糸島理事)